

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法三一条、三七条違反をいうが、本件証拠決定に関する異議申立棄却決定のように、訴訟手続に関し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあたらないものと解するのが相当である（昭和二九年（し）第三七号同年一〇月八日第三小法廷決定・刑集八巻一〇号一五八八頁等）から、本件抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年三月一二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	川	信	雄
裁判官	村	上	朝	一
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	大	塚	喜	一郎